

ほっかいどうの社会保障

2009年7月29日

北海道社会保障推進協議会

厚生労働省・介護認定73項目中43項目の基準を見直す 道社保協などの「軽度化」批判を認める

厚生労働省は28日に開かれた検討会で「非該当者および軽度者の割合は増加した」と述べ、新制度で認定が軽度化する事実を認めました。見直し案は、74項目の聞き取り調査のうち、43項目の基準見直し案を提示し、①実際におこなわれている介助で機械的に判断するのをやめて、行われる介助が不適切な場合は、適切な介助を選ぶことにするなど4点にわたり基本的な考え方を変更し、②「座位保持できるか」の判断を「1分間できるから」「10分間できるか」に戻すなど個別に17項目の基準を変更する2点です。10月1日の申請分から適用するとしています。

この間、介護関係者や当事者・家族などから批判の声が上がっていました。道社保協も自治体アンケート調査をおこない、これまでの介護認定が新基準でおこなうと約2倍が軽度に判定され、「非該当」となった人は約3倍になったことを明らかにし、多くの人が必要なサービスを奪われる重大性を指摘してきました。

まさに私たちに道理があったことの証明です。

見直し案を含む新制度全体を検証し、

全ての人に必要な介護サービスを

しかし、見直し案で適切な認定が行われる保証はありません。○コンピュータソフトの変更○認定調査項目の削減○審査会裁量権の縮小については一切検証されていません。利用者の生活を守るために、見直し案を含めた新制度の全体を検証し、必要な介護サービスが受けられるよう改善を迫る運動をさらにすすめましょう。

◆要介護認定基準の主な見直し点◆

調査項目	見直し点
麻痺 (左右・下肢)	静止した状態を保持できるかどうかの確認の追加
座位保持	座った状態を1分程度保持できるかどうかを10分程度に変更
起き上がり・立ち上がり	体の一部を支えにして出来る場合は「つかまらないで出来る」ではなく「何かにつかまれば出来る」を選択
食事摂取	食べやすくするために食物をほぐす等の作業を「介助」と見なす
物や衣類を壊す	実際に壊れなくとも、壊そうとする行動も含める
薬の内服の有無	チューブから薬を注入する場合も含める

「SOSネット北海道」

つなぎ資金・市住入居・緊急宿泊事業を札幌市長に緊急要望

「SOSネット北海道」は、2月からの4ヶ月、4回の街頭相談会と電話相談など1,700件にのぼる相談を受けてきました。このなかでも非正規労働者の解雇に対する行政対応について、緊急に改善を求め、上田札幌市長に要望書を提出しました。

要望は①生活保護申請時の「つなぎ資金」に必要な額を貸し出すこと②市営住宅緊急入居は一時的に住む住宅を確保したことをもって排除しない③緊急一時宿泊事業を実施する一の3点を盛り込んでいます。

派遣切りされ、北海道に戻ったものの生活に窮して生活保護申請中のWさん(42才)が「4日間5000円のつなぎ資金で生活してきました。食費をギリギリまで削り、努力しているのに“ムダ使い”しているかのように怒られた」と告発。コンタクトレンズ保存液や日常生活に欠かせない必需品も対象にしてほしいと訴えました。市に対し、深刻な実態を踏まえ対応を急ぐよう求めました。

